

自動運転や小型無人機等の実証実験を促進するための 近未来技術実証に関するワンストップセンターの設置

<初認定>

東京圏：平成29年9月5日
愛知県：平成29年9月5日
福岡市・北九州市
：平成30年10月23日
仙台市：令和元年6月11日
沖縄県：令和元年12月18日
新潟市：令和2年3月18日

仙北市：令和2年12月21日
広島県・今治市
：令和3年3月25日
つくば市：令和5年10月20日
加賀市・茅野市・吉備中央町
：令和6年10月23日
宮城県・熊本県
：令和6年12月19日

● (国家戦略特別区域法 第37条の7)

規制改革の内容

特例措置前

自動運転やドローン（小型無人機）等の「近未来技術」に関する実証実験については、多方面との事前の協議や手続が必要とされており、円滑な実証の推進に当たって課題となっている。

特例措置

国家戦略特別区域内において自動運転やドローン（小型無人機）等の「近未来技術」実証実験等を行う者に対して、関係法令の規定に基づく手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う、近未来技術実証に関するワンストップセンターを区域会議の下に設置する。

効果

自動運転やドローン（小型無人機）等の近未来技術の実証実験が迅速かつ円滑に実施され、革新的なサービス等の創出が図られる。

規制改革の概要

● ワンストップセンターのイメージ



相談



情報提供



調整

